

2024年
8月15日
第486号



JR 東海労

<http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/>

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

Tel 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和
編集人 高山 浩



137項目の要求提出! 働き甲斐がある職場を目指す!

1.『労働協約』第39条の(1)から(6)を以下のように改訂し、(7)を追加すること。

(1)賃金、賞与及び退職手当に関する事項

(2)労働時間、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(3)転勤、転職、出向、昇職、降職、昇格、退職、解雇、休職及び懲戒に関する事項

(4)労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

(5)その他、労働協約・就業規則の解釈・運用における問題及び労働条件の改訂に関する事項

(6)この協約の改訂に関する事項

(7)労働組合から申し出があつた事項

2. JR東海労組合員が所属する全ての職場に、組合掲示板を設置すること。また、『労働協約』第16条2項を削除すること。

3. 出向先の処分および賃金の減額、勤務認証及び転勤等についての苦情の処理は、JR東海会社が責任を持つて、苦情処理会議または簡易苦情処理会議を開催し処理すること。

1. 在来線のワンマン運転をやめること。なお、ワンマン列車は2両限定であつた理由を説明すると共に、今後計画されている3両以上のワンマン導入に対する安全に対しても組合と協議の場を設けること。

(3)日勤教育について組合と協議の場を設けること。

(4)新幹線の全駅、ホームに車いす用のスロープを設置すること。

(5)在来線主要駅の全可動柵設置の計画を明らかにすること。

(6)新幹線乗務員の予備勤務において、乗務員の交番作成は、在宅休養時間を確保する観点から一行路の拘束時間を23時間以内とすること。

(7)全職場において休日の普レッシャーによつて、些細なミスを大きな事故とさせかねないと指摘されている。従つて、この指摘を真摯に受け止め「再教育」「復帰教育」と称した日勤教育を廃止すること。

(8)新幹線乗務員の予備勤務において、乗務員の交番作成は、在宅休養時間を確保する観点から一行路の拘束時間を23時間以内とすること。

(9)休日出勤指定は、勤務指定期間を23時間以内とすること。

(10)時季変更権を行使する際は、本人の希望に沿って変更する時季を提示すること。

(11)時季変更権を行使すること。

(12)添乗や裏面添乗、定輸送を阻害する。従つて廃止すること。

(13)添乗や裏面添乗、G.O.P.R.O撮影、沿線での監視

JR東海労は8月2日に開催した業務担当者会議での意思統一に基づき、2024年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する申し入れ『申第5号』を8月5日、会社に提出しました。以下、137項目の申し入れ内容です。

パート異動に伴う教育や見習い、研修センターへの入所、育児休暇、ワンステップ活動等での出張にかかる人数を必要員として要員化すること。

⑥年休が期間内に取得できず失効する場合は、何ら安全対策にならないのでやめること。

⑦全職場において休日出勤処理して会社が買上げる等の処置を行うこと。

⑧新幹線乗務員の予備勤務において、乗務員の交番作成は、在宅休養時間を確保すること。

⑨休日出勤指定は、勤務指定期間を23時間以内とすること。

⑩時季変更権を行使する際は、本人の希望に沿って変更する時季を提示すること。

⑪時季変更権を行使すること。

⑫添乗や裏面添乗、G.O.P.R.O撮影、沿線での監視

された勤務指定表の年休に對して診断書提出を求める取扱は誤りである。診断書の提出は不要とすること。また、勤務指定後

の私傷病を年休として処理する場合は、診断書の提出は不要とすること。

なお、診断書提出の条件を明らかにすること。

⑭乗務員の勤務について以下の通りとすること。

⑮乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

⑯乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

⑰乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

⑱乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

⑲乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

⑳乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉑乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉒乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉓乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉔乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉕乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉖乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉗乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉘乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉙乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉚乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉛乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉜乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉝乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉞乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

㉟乗務員の勤務に明確な規定を設けること。

ため、国土交通省から指導されている。鉄道業についても睡眠不足での勤務は安全の確保が困難と認識する。会社は、睡眠時間について概ね5時間を目安としているが、これは、列車到着から発車時刻までであり、実質、睡眠時間は4時間を持つている。労働外時間を最低6時間30分以上確保すること。

時間、休憩時間など従来通り確保すること。
⑨異常時における折り返し時間について、到着点呼と出場点呼が同時に行われた事象が発生しました。従来の行先地時間を確保すること。
⑩乗務報告書（スマートアプリによる場合も含む）、時系列等報告書等の作成は22時以降、行わないこと。
⑪タブレットに関して、タブレットでブロック図などの規程をはじめ、操作方法など不慣れな乗務員は、ブロック図などの応急処置等に対応できない状態である。上つて、訓練時間内に操作方法を指導すること。
⑫車椅子対応でC A I Sが導入されたが、乗務中に他の業務・旅客対応・応急処置等と競合していると乗務員（車掌）確認できない場合がある。乗務員がC A I Sを確認し、指令に返信するシステムを施し、返信がない場合は、指令から無線やグループ通話などで再度の確認するようとすること。
（5）厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に則り、制服の着用が義務付けられている職場では更衣時間とすること。
（6）更衣室から点呼

時間とすること。また、作業場所と休憩場所が離れている職場においては、休憩時間前後の移動の時間を労働時間とすること。更に、始業点呼場と終業点呼場は同一箇所とすること。

(7) 業務上必要な勉強会、訓練会は休日に業務命令で指定されていて、勤務時間内もしくは勤務明けに指定すること。また、勉強会、訓練会に要する移動時間を労働時間とすること。

(8) 乗務員の休養時間を適切に確保するため、休養室のシート交換は、業者が行うこと。

(9) 忌引休暇は、会社が喪を知った時点(本人もしくは家族が申告した時点)から万難を排して直ちに勤務解放すること。勤務解放ができない場合は翌日から忌引休暇とし、「忌引休暇」期間で葬儀等に対応できない親族の葬儀に参列の場合は、「忌引休暇」を八散付与すること。また忌引休暇とならない親族の葬儀に参列の場合は、優先して年休を付与すること。更に「忌引休暇」には、特休、公休を除いた日数を付与すること。また更に「忌引休暇」の対象に血族第3親等を加え、休暇を3日付与すること。

(10) 連続休暇の取得について、年2回取得できること。

の制限を撤廃すること。
(11) 半休及び暦日休は全職場で取得できるようになること。また、0・5日分が残った場合は、その分を失効させず、保有休暇として残せるよう取り扱うこと。

(12) 病欠による出勤率において、年休日数を減じて付与される場合の単年度処理はやめ、繰り越しができるように改善すること。また、本人が申告していない時季に会社の判断で勝手に病欠指定を行うことはやめること。

(13) アルコール検査の数値に基づいた処分は行わないこと。また、アルコール検査で基準値を超えた為、勤務に就けない時の勤務認証は年休とすること。

(14) 復職についての自己都合休職に関する「自己都合休職期間が満了した場合」とすること。

(15) 勤務の用語の意義について、「欠勤」とは、勤務割等によつてあらかじめ割り振られた正規の労働時間の全部又は一部を欠く場合をいう」とすること。

(16) 『就業規則』第55条の勤務の指定及び変更について、「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を会社が指定する。ただし、業務上の必要がある場合は、25日に指定

する。」とし、更に⑦を「25日の勤務指定以降に年次有給休暇の請求がなかった場合」、⑩を「欠勤が発生した場合」とすること。

(17)『就業規則』第56条に、3「医師の診断書に掛かる費用は会社負担とする。」を追加すること。

(18)『就業規則』第67条の時間外及び休日等労働について「会社は、労基法第33条に該当する場合又は同法第36条に基づく協定を締結した場合は、労基法第32条の2及び同法第40条又は同法第35条の規定にかかるわらず、社員に労働時間外又は公休日に勤務をさせることがある。ただし、その場合は社員の承諾を得るものとする。」

2「会社は、前項の規定にかかるわらず、業務上の必要がある場合は、正規の労働時間外、特別休日、代休又は調整休日ににおいて、労基法第32条、同法第32条の2及び同法第40条に定める労働時間に達するまで、社員に臨時に勤務をさせることがある。」と改め、3項を削除すること。

(19)『就業規則』第76条の年休の請求手続きについて「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年次有給休暇申し込み簿に時季指定をして、会社に届け出ること。

(20) 『就業規則』第77条の2(保存休暇)について、「保存休暇は、年休が第73条の規定に基づき失効した場合、その日数に相当する全ての日数とする。なお、この休暇は、労基法第39条に規定する年休とは異なる有給の休暇とする。」と改めること。(1)から(8)まで削除すること。

(21) 『就業規則』第77条の3(保存休暇の(累積日数))については廃止すること。

(22) 『就業規則』第77条の4(保存休暇の(付与条件))について、『就業規則』第77条の4の2項及び、4項から7項まで廃止すること。

(23) 保存休暇の付与条件について、『就業規則』第77条の4の3項を「3 定年により退職する場合は、第1項に規定する年休の残日数にかかわらず、原則として退職日の前日までに全て(保存休暇の中間ににおいて予定された休日等を除く。)を付与する。」とすること。



と。職する制度は撤廃すること。

(2) 昇格試験において組合差別をやめるこ
と。

2時間以上含む場合は、
12時間を限度とする。」
とし、以降の条文は削除
すること。

(4) 配偶者の扶養手当を1万円とすること。

(29) ワンマン列車に乗務する場合、実乗務の労働時間を1.5倍換算すること。

(31)『就業規則』第38条の欠勤日数の計算について、「(3) 欠勤の中間に於ける予定された第53条第2号に規定する公休日、同条第4号に規定する特別休日等はこれを欠勤回数に通算する。」は、極めて理不尽な規定である。従つて、公休日及び特別休日等は欠勤回数に通算しないとすること。

3. 賃金・制度関係について

(1) 人事考課で2期連続D判定での降格や降

（7）準夜勤手当の支給額を、1勤務につき400円から500円とすること。

（8）準夜勤手当は、乗務員勤務に就いている時間にも支給すること。

（9）祝日手当（E単工単価（休日出勤）を1時間当たり160／100から200／100とすること。

ウ、乗務員としての一
定経験を有する者・・・
月額3万円を月額5万円
とすること。

②車両・工務係員手当
賃金規程第105条30及び31に該当する従事員の
手当を一律3万円とする
こと。なお、交番検査従
事者は月額4万円とする
こと。

(12) 乗務員の手当に
ついて、職務手当とは別
に以下の手当を追加する

(2) 自動車通勤において、不可抗力により出勤時間に間に合わなかつた場合は障害休暇とすること。

(3) 通勤経路については、社員の申告に基づいて通勤手当を支給すること。

(1) 出向社員の労働条件について

(7) 出向社員の休日数、労働時間は出向先会社の労働条件によらず、JR本体の社員と同様とすること。

(8) 出向社員の有給休暇について、不利益となる場合は、JR東海の有給休暇を適用すること。

(9) 出向先会社において、出向先会社の規程により手当が支給される作業に出向社員が従事し

（2）SASについて
①SAS検査（再検査含む）にかかる時間は勤務時間とすること。
②業務上必要な治療に掛かる費用、器具は会社が負担すること。

③一度無呼吸と判断された運転士が、無呼吸を克服したことを自覚し、2回目の検査を希望しようと認めること。

（3）人間ドックの受

所定料金を2倍満4歳に達している場合の所定料金を2・5倍とする。」
料金を撤廃し65歳定年まで、所定料金で社宅に入居できること。

(6) 新型コロナウイルス等の感染法上の1(5類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に分類される疾病に罹患感染した場合、就業制限とし、10%の賃金を保障するこ

① 駅係員手当
ア、輸送主任、輸送指導係及び輸送係の職名にある者（ウに該当する者を除く）・・・月額18,000円を月額4万円とすること。
イ、営業主任、営業指導係及び営業係の職名にある者（ウに該当する者を除く）・・・月額1万円を月額2万円とするこ

（14）台風の接近等により前日の「出勤」を指示した場合は非常呼び出し手当を支給すること。

(5) 年間休日数について、JR本体より休日数が少ない場合の措置として、差し引き日数に相当する労働時間をD単価(休日出勤)で支給すること。

て（1）健康診断について

①受検日時の予約は、希望日に予約できない無い。利便性が悪化している。受検期間を拡幅すること。

②受検箇所は自由に選択できるよう柔軟に対応すること。

③健康診断は、全て契約会員には強制して

「障」にとどまらず、医療費、慰謝料、給与補償、警察からの事情聴取や通院にかかる勤務認証、刑事告訴等全て会社が前面に出でて対応する制度を確立すること。また、力不足ハラ対策について見解を明らかにすること。

(5) 家族用社宅の居室使用料について、「満35歳に達している場合の

こと。
① 乗務キロ 1 km につき、運転士 3 円、車掌 1 円とすること。
② 乗務時間 1 時間につき 300 円とすること。
③ 汚物処理を行つた場合、汚物処理手当 5,000 円を支給すること。
(13) 期末手当の支給の範囲について、「期末手当は、夏季手当及び年末手当と共に 5 月 1 日を基準日とし、5 月 1 日に在職する者及び基準日前 1箇月以内に退職しました死亡した者(就業規則第 26 条に規定する試用社員

時間までとすること。
(2) 1, 837.5 時間を超える労働時間の契約をする場合は、本人の同意を得ること。
(3) 社員の出向に関する協定における賃金の特別措置について、出向先の年間労働時間が数が1,837.5時間を超える場合はD単価(休日出勤)で支給すること。
(4) 出向先で乗務員として業務を行う社員については、1,715時間を超える場合は超勤手当(B単価)として支給すること。

（10）有給の私傷病休暇（3日間）を全ての出向社員が使えるようになります。

（11）労働協約第6条を出向社員にも当然適用するものであり、会社は遵守すること。

検について、病院に受検を予約するも勤務となり、変更を余儀なくされるケースが多い。そして結局受検できないことが発生している。従つてト間ドックの受検については、休日を指定するか、または優先的に年休を発給すること。

(4) 依然として旅客による社員への暴力事件が発生している。接客業務に従事する女性社員の割合も増えており、暴力に対する制度の確立が急務な課題となっている。

「第三者暴力への特別保

こと。
①乗務キロ 1kmにつき、運転士 3円、車掌 1円とすること。
②乗務時間 1時間につき 300円とすること。
③汚物処理を行つた場合、汚物処理手当 5,000円を支給すること。
(13) 期末手当の支給の範囲について、「期末手当は、夏季手当及び年職する者及び基準日前 1 末手当共に 5月 1日を其準日とし、5月 1日に在職した者（就業規則第 26 条に規定する試用社員を除く。）に対して支給する。」とすること。
(14) 台風の接近等により前日の「出勤」を指示した場合は非常呼び出し手当を支給すること。
4. 通勤関係について
(1) 災害等で、交通機関の不通等で出勤できなくなつた社員に対しても、予め会社が障害休暇であることを社員に伝えること。
(2) 自動車通勤において、不可抗力により出勤時間に間に合わなかつた場合は障害休暇とすること。
(3) 通勤経路については、社員の申告に基づいて通勤手当を支給すること。
5. 出向社員の労働条件について
(1) 社員の出向について、出向先の年間労働時間数は 1,837・5

(2) 1, 837. 5 時間までとすること。
(3) 社員の出向に関する協定における賃金の特別措置について、出向契約をする場合は、本人の同意を得ること。
(4) 出向先で乗務員として業務を行う社員については、1, 715 時間を超える場合は超勤手当（B単価）として支給すること。
(5) 年間休日数について、JR本体より休日数が少ない場合の措置として、差し引き日数に相当する労働時間をD単価（休日出勤）で支給すること。
(6) 出向先会社で発生した問題の解決や労働条件の改善について、会社が責任を持つて労働組合と協議の場を持つこと。
(7) 出向先会社の休日数、労働時間は出向先会社の労働条件によらず、JR本体の社員と同様とすること。
(8) 出向社員の有給休暇について、不利益となる場合は、JR東海の有給休暇を適用すること。
(9) 出向先会社において、出向先会社の規程により手当が支給される作業に出向社員が従事し

ても出向社員にはその当が支給されない。結果として現行の出向作業で当Bでは出向先会社の社員と手当の格差が発生している。従つて、格差解消のため出向作業手当を月額2万円とするなど。

(10) 有給の私傷病休暇(3日間)を全ての出向社員が使えるようになること。

(11) 労働協約第6条を出向社員にも当然適用するものであり、会社は遵守すること。

6. 福利厚生等について

(1) 健康診断について

①受検日時の予約は、希望日に予約できない旨が利便性が悪化している。受検期間を拡幅すること。

②受検箇所は自由に選択できるよう柔軟に対応すること。

③健康診断は、全て業務免除または超勤として取り扱うこと。

(2) S A Sについて

①S A S検査(再検査含む)に関する時間は勤務時間とすること。

②業務上必要な治療に掛かる費用、器具は会社が負担すること。

③一度無呼吸と判断された運転士が、無呼吸克服したことを自覚し、2回目の検査を希望した時は認めること。

(3) 人間ドックの実

検について、病院に受検を予約するも勤務となり、変更を余儀なくされるケースが多い。そして結局受検できないことが発生している。従つて人間ドックの受検については、休日を指定するか、または優先的に年休を給すること。

(4) 依然として旅客による社員への暴力事件が発生している。接客業務に従事する女性社員の割合も増えており、暴力に対する制度の確立が急務な課題となっている。「第三者暴力への特別保障」にとどまらず、医療費、慰謝料、給与補償、警察からの事情聴取や通院にかかる勤務認証、刑事告訴等全て会社が前面に出て対応する制度を確立すること。また、カラーハラ対策について見解を明らかにすること。

(5) 家族用社宅の居室使用料について、一溝35歳に達している場合の所定料金を2倍、満40歳に達している場合の所定料金を2・5倍とする。」を撤廃し65歳定年まで、所定料金で社宅に入居できること。

(6) 新型コロナウイルス等の感染法上の1～5類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症、指定感染症に分類される疾病に罹患感染した場合、就業制限とし、100%の賃金を保障するこ

